

666

66

融和問題叢書

第三編 優新前線に於ける解放運動

三好伸平著述



* 0039023000 *

2

0039023-000

666-66

融和問題叢書

中央融和事業協会


第3編

改訂3版

昭和5

AGH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けて文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



三好伊平次述

發行所寄贈本

融和事業會

維新前後に於ける解放運動

目次

二 古事記本

二 法人 中央融和事業協會發行



目 次

| | |
|---------------|----|
| 一、古代の日本 | 二 |
| 二、封建制と所謂部落の状態 | 七 |
| 三、王政復古運動と四民平等 | 一五 |
| 四、幕末の解放令 | 二一 |
| 五、大政革新と解放の精神 | 二五 |
| 六、公議所に於ける解放論 | 二八 |
| 七、大江卓氏と解放運動 | 三四 |
| 八、所謂解放令 | 三八 |
| 九、解放令と當時の輿論 | 四二 |
| 一〇、結 語 | 五〇 |

維新前後に於ける解放運動

三 好 伊 平 次

新開拓地の解放運動、特に維新前後の解放運動に就てはこれまで何人によつても組織的に
調査され記述されたものがありませぬので調つた参考資料は今の處絶無であるといつてよい
と思はれますが、惜はこのことを遺憾と存じまして多年舊幕府の記録や、各藩の文獻や、地方
の資料や各種の著述や、又當時直接間接この解放に關係せられた方々等あらゆる方面に就
いて材料を蒐集してゐました。今其の中で的確と信するものゝみを擇めて此の稿を作つたの
であります。既述の如く上初めにざつと所謂部落の起因の梗概を述べ、それから本題に入る
ことに致します。

111-16

一、古代の日本

二

某外國人が我々日本人を評した言葉だといふのを聞くに「日本は確に東洋の文化國である。日本人は確かに文化人に相違ない、が不可解なのは其の民族的系統だ、見よ日本人には隨分丈の高いものがあると同時に非常に丈の低いものもある。鼻筋のよく通つてゐるものがあるかと思へば、全くあぐら鼻のや、鼻の先の曲つたものもある。滿面鬚で埋つてゐるやうな非常に鬚鬚の多いものがある、と反対に又殆んど鬚らしい鬚のないものもある。髪の素直なものゝ多いと共に又隨分縮れ髪のものも缺くない。長い顔のものもあれば、又圓い顔や扁平の顔のものもある。全く東洋に於ける各民族の共進會のやうな感がする、が併しよくく視ると南洋人に似た所があつてもそれは或る部分だけが酷似してゐると云ふに止まつて其の大部分は矢張り日本人特有の點がある。朝鮮民族らしい顔統をしてゐるもののが無いでもないが、それでもそれを朝鮮人に較べると唯似てゐると云ふだけで依然として日本民族らしい特長がある。或は支那人に較べ、アイスに較べて見ても或る部分だけは似てゐてもどこかに必ず日本民族としての特徴が存してゐる、どうも不可解の

民族である」と謂つたそ�であります。

上古に於ける同化状態

か。

試みに我國の上古史を縹いて其の建国當時の民族的關係を見るに天孫降臨以前既に多くの民族が此の本土に住つてゐました。天孫民族が此等先住民族に対する統治方法を親ふに後の世の征服者が被征服者を差別し虐待したやうな態度とは全然異つて、必ずこれを同化し抱擁し上下相和し倣光一心となり以て皇室を中心とした一大家族的國家を形成することに易められたのであつた。例へば素鳴妻尊の櫛稻田媛と結婚せられしが如き、天孫以降高貴の方々が所謂國津神系—先住民族—の方々の御内より皇妃を御迎え遊ばされしが如きことによつても、我建國の精神が明かに君民一體萬民抱擁の御規範を垂れさせ給はつたことを拜察し奉るのであります。かるが故に先住民族であつた熊羆でも蝦夷即ちアイヌの人々でも其の他各地に散在してゐた國柄、土蜘蛛、八咫鏡等あらゆる先住民族を皆愛撫して同化せしめることにつとめられた。更に又西の方秦より、漢より、高麗より、百濟より、新羅よりと間断なく一時に數人、數十人、多い時には數百人數千人の人

が或は大陸文化を傳へる爲めに歸化し、或は我皇化を慕ふて歸化したのであつた。朝廷ではそれらの人々を少しも別け隔てなく歓迎して、土地を與へ食糧を給し姓を稱へしめて皇化に均霑せしむることに勵めたのであつた。例へば土佐の幡多郡とか、大和の高市郡とか、攝津の百濟郡とか近江の神前郡とか、美濃の席田郡とか、武藏の高麗郡とかのやうに歸化人で一郡をなした所さへあつた。況んや歸化人で一村一郷をなした所は數へられない程多かつたのでありました。而して若し民衆の中に彼の人々に對し彼は夷仔だとか歸化人だなどと云つて差別をするやうなものがあつては國民を視ること赤子の如くなる大御心に悖り延いて萬民抱擁の國是に反する結果ともなるので、朝廷から嚴命を下して左様な不心得者のないやうに注意された程であつた。

斯様に往昔の我國では先住民であらうが、歸化人であらうが、何であらうが毫も差別なく總てを日本民族といふ一大熔爐の中に受け容れてそれを日本人化して了つたのでありました。であるから當時に於ては上下を通じてそれ等の人々に對して後世のやうに或は民族的に、或は身分的に差別をするといふやうなことは少しまなく、互に相親み相交り、やがて互に嫁女を通ずるやうになつたのであります。今から千百十一年程前嵯峨天皇の朝弘仁六年に編せ

姓氏錄の事例

られた新撰姓氏錄に據るも、當時近畿地方に於ける名家の三分の一以上は皆歸化人の後であつたことから推しても、當時民族的の差別がなかつたことが察はれませう。右様の次第で先住民族も天孫民族も、歸化民族も何れも皆彼此渾然融合して茲に今の所謂日本民族となつた譯であります。

全體文化の進んだ國の民族は何れも皆複合民族であるのであります。東洋に於ける文化の最も進んでゐる國は何處かと問はば、何人も我日本帝國であると答へるに相違ない。此の東洋文化の代表國である我日本民族も亦決して單純な民族でなく、少くとも五つ六つの民族の血がコムブレツクスせられてゐることは、別に歴史的研究に據らずとも、其の容貌によつても其の個性によつても否定することは出来ません。我々が祖先を崇拜し且つ忠孝の念に篤い特質を有つてゐるのは高天原民族の血を多く傳へてゐるからであります。又我々日本人が發明發見は少いとしても、模倣といふ點に於ては何れの民族にも劣らない獨創の長所があると謂はれ且海に親しむ特長のあるのはそれは南洋民族の血を傳へてゐるからであらう。又善く働き善く貯へる所謂勤儉貯蓄の美風のあるのは支那民族の血が交つてゐるからであらう。更に柔順にして服従心の厚いのは朝鮮

文化國民
は混血種
なり

民族の血の混じてゐる證據であらう。其の條件にして克く物を享け容れるだけの度量のあるのは滿蒙人の血の含まれてゐる爲めであり、剛直にして堅忍不拔の精神に富んでゐるのは先住民族たる蝦夷(アイヌ)の血液の交つてゐる爲めではあるまいか。斯く多くの民族の血を享け容れながら、其の各民族の長所を享け來つたのが今の所謂日本民族であります。斯様な譯で今のお互日本私の鬚髪と祖先の關係

人中上古以來の單純な血のみを傳へてゐるものは恐らくなからうと私は信じます。御覽の通り私は鬚髪が濃いので顔を剃るたびに其の痛みに悩まされてゐます。其の癖毎日剃らねば煩から順にかけて真つ黒になるので毎朝痛みを忍んで剃つてゐます人若し私に向つて君の祖先の其の又祖先は三韓人であらうと言ふものがあると假定します。私は其の人に對して貴君にはそう考へられますがそれならそれに置きませうと別に反対しないとしても私の此の髪が承知しません。なに三韓人に鬚の濃いのがあるか此の馬鹿野郎といつたやうな下品な言葉で怒るかどうかは知らないが兎に角鬚髪の多いのは三韓系でなく寧ろアイヌ系の血が比較的濃厚に含まれてゐること私は信じます。しかし鬚の濃い點はアイヌ系であつても此唇の厚い所は南洋系の血をも受けてゐるやうであるが、又其の祖先を崇拝し且つ忠孝義勇の念が何人にも残らない一點は必ず高天原系の

血を享げてゐるからでありませう。昔或る大名が同僚の某に對し其の祖先を問ふた所が其の答へに「われもまた高麗の裔なれどその中ほどは兎にも角にも」との和歌を詠じて答へたとのことである。此の「その中ほどは兎にも角にも」の十一字に無限の妙味が含まれてゐることであつて、私の所謂日本民族とは何ぞやとの問題は此の和歌によりて明瞭に説明し盡されたかの感があります。

一、封建制と所謂部落の状態

前に述べました通り我國の上古は固より中古時代までは、全く君民一體萬民抱擁の國是が克く實現されてゐたのであつたが、時代の推移と政權の歸趣とに伴ひ、強豪な氏族が現はれて弱少なる氏族を壓迫して土地人民を兼併するやうになり、氏族と氏族との争が烈しくなり、延いて貧富の懸隔貴賤の區別が生じ、君民一體の美はしい古制に陰翳が生じ、遂には武士階級中の最高權力を獲た者によつて天下の政權が掌握せられるに及んで著しく階級觀念が濃厚となるに至つた。特に徳川氏による集權的封建制度によつて、一面には戰國時代の極端なる武力的自由競争の爲め生活の不安に悩まされてゐた其の悩みから免れ兎にも角にも現状維持の生活が能かる様になつた

利があつたと同時に、他の一面に於てはこれまで地位境遇の如何に拘らず、假令非人であつても野武士であつても志を立てゝ奮闘努力することによつて如何なる優越の社會的地位をも勝ち得られたものが、徳川氏により現状維持の封建制度が確立せられた爲めに、最早如何に奮闘努力するとも百姓町人から大名になるやうなことは到底望まれない不利をも忍ばねばならなくなつた、

のみならず封建制度創設當時幸にして優越の地位にあつたものが其の優越的地位を子孫に繼承せしめたい爲めの自己擁護策として、其の家門に粉飾を加へ勿體を附けることに腐心し、遂には系図なるものを作製して、俺は大職冠錫足の後裔であるとか、我家は清和源氏の末流であるとか偽稱するに至り、據て門閥によつて人を見下げる風習が一般民衆にまでも及んだ。斯ふなると年と共に一般に階級觀念が益々濃厚熾烈とならざるを得ない、其の弊の極まるところは遂に武士階級が百姓町人に對して不合理なる屈從を強要し、果ては其の要求に應ぜないものに對し不居至極の奴であるとか、又は無禮者であるとか云ふ名義の下に、或はこれを牢獄に投じたり、或はこれを斬殺して平然として當然の權利の行使と心得るに至つた。所謂斬捨律免の暴戾が公然認められたのである。無理が通つて道理が引込んだ時代とは實に此の時代のことであつた。

幕政時代の社會階級身分階級として士農工商の四つに別つて此の分は嚴として犯す事を許さない士は治者階級として四民の上に位して農工商を駕使して其の人格を認めず、悪く言はず唯納稅賦役の道具として取扱つてゐた。此四民の外にエタ・ヒニンと稱せられた階級があつた。此エタ及ヒニンと云ふ階級は勿論往昔にはなかつた。エタといふ文字が物の本に書き残されてあるのは鎌倉時代の初期からであるやうであります。其の當時に於ける此等の人々の社會的地位は徳川時代に於けるが如き社會階級身分階級といふよりも、寧ろ職業關係による者といふべき性質のものであつた。即ち井戸堀、神奥の先き拂ひ、皮作り等の職を營んでゐたやうであつた。斯く職業關係による社會的地位であるのであるから、それ等の人々が種々の機會によりて轉住轉業するときは從つて亦エタではなかつた、ヒニンではなかつた、エタ・ヒニンとして排斥したり排斥されたりすることはなかつた。又同時に他の職業に從事してゐたものでも種々の事由によつて生活難に陥り生きたが爲めには人の嫌がる職業にも從事するやうになる場合も少くない。近い例へが私は過日東京市外の某地にある皮革工場從事員の出身を初かに調べて見ました、所が其の多數は世人の想像するが如き所謂部落出身のものではなかつたのでありました。全體職業が良いとか悪いとか云

ものは生活に餘裕のあるものゝ云ふことであつて、一たび生活難に陥ると生きんが爲めには誰れ人でも其の職業を撰ぶ暇がない、人の嫌がる職業でも甘んじてやるやうになる、やつて見れば慣れるに従つて厭とも汚いとも思はないやうになるのである。今例に挙げた東京市外の某工場の職工の例から推しても落伍者の辿るべき徑路は古今其の軌を一にすることが知られませう。若しこれが徳川時代であつたなら其の人々は所謂エタと稱せられて子孫永久に浮ばれない境遇に沈むのであります。

エタも以前は容易に足洗ひが出来たが、徳川時代のやうな太だしい差別はなかつた。それは轉住轉業の所謂足洗ひによつて容易に一般民に伍することが出来たのであつた、即ち當時のエタは常に新陈代謝を繰り返してゐて、後の徳川時代のやうに一たび賤民とせられたものは子々孫々永久に賤民としての身分階級より浮び上ることを許さないといふやうな奇酷な制度はなかつたのであります。

鎌倉時代、足利時代、戦国時代に於けるエタの社會的地位は一般民衆に較べて幾らか低いものではあつたが、徳川時代のやうな太だしい差別はなかつた。それは轉住轉業の所謂足洗ひによつて容易に一般民に伍することが出来たのであつた、即ち當時のエタは常に新陈代謝を繰り返してゐて、後の徳川時代のやうに一たび賤民とせられたものは子々孫々永久に賤民としての身分階級より浮び上ることを許さないといふやうな奇酷な制度はなかつたのであります。

エタと稱せられた人々が全く其の身分階級から脱れることの能きなくなつたのは實に徳川幕府中期以來のことである。この足洗ひをさせないやうになつてから人口が年々増加して來た、

性であつた　此の人口が増加した原因の大なるものは一には足洗ひを禁じたことであり、今一つは其の後に於ける社會の生存競争の落伍者がドンと此の部落に流れ込んで來たものも共に皆エタとして差別せられ、これまでのやうに機會を捕へて部落外に出づることが出来なくなつた爲めであります。試みに當時に於ける記錄によつて其の當時の部落戸口を見、更らに幕末の戸口と對照して見るとたゞ子孫蕃殖による増加以外其の後に於ける社會の落伍者が漸次流れ込んで今日の大をなしたこととが知られるのであります。それ等の人々の中でも最も氣の毒なのは、社會外の社會に置かれて煩悶懊惱してゐる人々を精神的に救済する爲に、その部落に布教した僧侶の子孫までが遂に賊者とせられたことであります。何といふ不合理なことでしたらう、眞の殉教者とはこれ等の宗教者のことであります。

所謂部落人に對する差別の最も甚だしかつたのは實に幕末であつた。幕政の初期にはさほどの特に幕末に於て最も差別が烈しくなつた

ことなかつたが、一たび階級制度が確立して階級觀念が植付られ差別の芽えが漸次成長するに従ひ、所謂天下様——征夷大將軍——の全國的な絕對權は倍々猛烈に揮はれ、大ざに三百諸侯——所謂殿様——は將軍の前には羊の如く柔順なる代りに、各自の藩下一般に對しては虎の如き猛威を

擇ふて絶對の服従を強ひた、藩士は藩主に對しては平身低頭して命これ從ふが其の代りに藩内の百姓町人に對しては威張れるだけ威張つた、百姓町人は侍に威張られた代りに所謂部落人に對してこれを蔑んで自己の優越感を充たすといふやうな順次申送り的に自分より下の階級を虐げることによつて確かに自己の優越感を満足させてゐたのであります。

彼の侍が商人農業者に對し平氣で以つて、この素明人奴とか、土百姓の分在でなどゝいふやうな人格無視の言葉を用ひて百姓町人を罵りて虐げたといふことも徳川幕府の中期以後のことであり、又侍や百姓町人がエク・ヒュンに對して苛どき差別をしたことも亦徳川幕府中期以後のこととであります。これまで各種の著書に散見する部落人に對する差別の實例に従つても、其の事實は殆んど幕末のものゝみと云つてもよい程それ程幕末に於て差別が烈しかつたのであります。

所謂部落の起源を論じて遠く上古時代よりであるとか、或は「ア、千年の昔より」といふ歌を作つた人々もあるやうに所謂現代の部落人の總てが其の祖先以來極めて苛どき差別に悩んで來たものゝやうに信じてゐる人々もあるやうであるが、これは語原と實際との差別があることに心附かれないと思はれる。即ちエクの名は七百年前からあるやうであるも、七百年前の其

の人々の末裔が維新當時のそれであると思はゞそれは大なる誤りであります。

前にも述べたやうに、其の發生の起源は何れも職業的關係であつて種族關係でないのであるから、一たび其の職業を止めて部落外に出づれば、毫も差別される所はなかつたのである、後の徳川時代のやうに制度の上で差別のあつた時代には、已むを得ないとするも、制度上で何等差別を立てない徳川時代以前に於て一たび落伍したものゝ子孫が永久に落伍者であると誰が云ひ得やう大工の子孫が永久に大工で、桶屋の子孫が末代までも桶屋だと極るべきものではない、落伍者と雖も其の力を養ふ時は自由に活社會に出でゝ落伍の域より脱し得たことは云ふまでもない。況んや室町時代の末期より戦国時代にあつては彼の奈良大乗院等尊僧正をして「近日は士民侍の階級を見ざるの時なり、非人三黨の輩」と雖も守護國司の壁となすべく左右する能はざるなり」とか、「近日は然るべき種姓は凡下に下され國民等は立身せしむ、自國他國皆此くの如し、是れ併しながら下剋上の極なり」「君主の面目を存せざるの條希代事也、但し此風情は當時の風儀也」と述べしめた程、それ程自由競争實力本位の時代、彼の桶屋の小僧が安藤守となり、切取強盜が阿波の大守ともなり、乞食坊主が某城主ともなり得た時代に於ておやである。私は全国各地に於け

るそれ等の部落に就いて遺品、文獻、口碑、傳說、墓碑其の他によつて其の起原變遷を調査研究しつゝあるが、今それ等によつて得たる資料に従事するに近くは僅かに五六十年前の落伍者が今の部落を形成したものもあり、又八九十年前乃至百二三十年來のものも随分多いことを知つて益々私の所信である所の語源と實際との相違あることを確め得たのであります。

一言にして蓋さばエタの語源は遠く鎌倉時代に發生したのであらうが、併し發生當時に於ける人々の子孫は其の後種々の機會に於て其の境遇から脱した、が其の代りに新たに他方から生存競争の落伍者—落武者、浪人、職人—等が這入つて來て其の職業をやるやうになる、が其の人の子孫も亦機會に乗じて足洗をする、と又一方から落伍者が這入つて來るといふ風に常に新陳代謝を繰返してゐた、丁度都會附近の貧民街の人々が間断なく新陳代謝してゐると同じであつたのである。然るに徳川氏が封建制度創設の際、以前の身分は何であらうと其の當時國主になつてゐるものには國主と定めると同様に、元は一國一城の主であつたとしても現在乞食に落ちぶれてゐればそれは非人といふ風に、現状其の位に据置きそれを子孫に繼承せしめる制度が定められてより以來、單にエタ・ヒニン階級のみと言はず武士階級以外の誰ての人々が皆長工商の階級に固着せしめら

れ青雲の志を立て以つて其の階級的地位を向上する途が杜絶されたのである。所謂部落の人々も亦茲に全く新陳代謝の途が無くなり、其の上に其の後の生存競争の落伍者が越へず部落に這入つて來るので、次第に其の數が増して來て暮末にまで至つたものであると見ることが正しい見方であります。

尙部落の起源變遷並に封建時代に於ける差別の實相等について、年代別地方別に詳細取調べたものがありますが、それは他日題を改めて述べることに致しませう。

三、王政復古運動と四民平等

戰國時代は社會の秩序が全く亂れて、強い者勝ちの極端な自由競争時代が相應いた爲め、強い者には都合がよいが、弱い者は全く立つ瀬がない、公々然と強制的に産を奪はれる、子女をさらはれる、迂かりしてゐれば直ぐ寝首でもかゝれといふ少しも油斷のならぬ不安の日を送つて居た、其の時鷹川家康が天下を平定して封建制度を布いたのであるから、當時の民衆は兎にも角にも其の途に安じて行かれるので寧ろこれを歓迎したやうであつた、よし歓迎しないまでもこれに

反対はしなかつたやうであつた。然るに物久しければ弊自ら生すで、時が移るに従ひ中には名物久しげれば弊自ら生す
君賀主も出たが又中には随分亂暴な藩主、藩臣、旗本も珍くなかつた、これを推しなべて言へば人は文弱に流れ、外國との交通は鎖ざされて世界の大勢を知るに由なく、日本あるを知つて他あるを知らず、徒らに誇大妄想に囚はれて、日本人は世界唯一の偉らい國民と妄信し、對外的には外國人を總て夷狄と罵り、對内的には唯上より下に向つて威張ることによつて優越感を充たし、苛斂誅求によつて奢侈慾を滿足させやうとするものが漸次に其の數を増して來た。此の威張るもの誅求するものは或はそれによつて自己の優越慾奢侈慾を滿足し得られやうも、威張られるもの誅求されるものは終に忍び切れなくなるのは當然のことである。新様に權力者が下に對して横暴を逞しきするやうになつたのは實に徳川幕府中期以後益々甚だしくなつたのであります。

こゝに一挙話として幕末安政年間に於ける地方吏員の横暴振を紹介しませう。備前の某地に八郎右衛門といふ名主があつた、名主と言はば今の村長に匹敵する位の職務を執つてゐたものであります。或日此の名主が其の支配下の村落を巡回したのである、すると村人は名主さんの御趣みといふので仕事を持てぬ者に對て「今日は御苦勞さまでござります」と腰を百度以上にまで屈め

幕末に於ける名主の威張り
に冠り物を冠する者には無禮
と云ふ

て最敬禮をする。野良に懶いてゐたものも冠り物を取りからげをぢろして路傍に出で、恭しく敬禮した、此の時名主は遙か前方に笠を冠り頭を杖いて立つてゐる一人を見附け、其の從者に對して、彼れを見よ今日俺が巡回してゐるのに如何に遠方とは申せ冠り物をして立つてゐるとは無禮極まる奴である、速に引連れ來つて其の不図を詰れよ、場合によつては不図者として入牢申付けてよいと嚴かに命じた、命ぜられた從者が其の方を蔑視すると豈圖らんや、それは人間にあらずであつた、そこで從者は恐るゝ如き檜那あれは人間ではありません鷄頭花でありますと答へると、名主は一段聲を張り上げ、何だ鷄頭花だと、鷄頭花であらうが何であらうが俺の巡回に方つて笠を冠つて立つてゐるとは無禮である、速かに行つてあれを打ち倒せよと嚴命したことであります。迷惑なのは鷄頭花である、これが今から六十餘年前のことでありました。實に驚くべき暴戾さではありませんか、これ必ずしも一中國地方の事例として見るべきなく、實に當時に於ける全般的權力階級横暴の結晶であります。

是に於てかこれまで満陸の不平を締めによつて自ら慰め來つた民衆も遂に忍び切れなくなつた

驅逐に關
致された
る民衆の
自覺

尊王攘夷
運動の出
現

攘夷は名
のみにて
實は尊王
運動

内心の要求が正しき生を求める手段として各地に百姓一揆となつて現はれて來ました。此の百姓の人々が上司の横暴や苛斂誅求より脱れようための死を賭してまでの直接行動であつた直訴や一揆の事例及び所謂部落の人々が倍々加はつてくる耐へ難い差別の苦惱から免かれやうための直訴強訴の事例がありますが餘り繁雜に涉りますのでこゝでは説明を省略致しませう。時恰も突如として浦賀濱頭に黒船の出現したことによつて茲に三百年太平の夢が破られ、國論は開港攘夷の一大潮流に別れて互に相争ふやうになつた。加ふるにこれまで幕府が、皇室に對し奉りて不遜のことどもが多かつたことを憤慨するものと、又一方では實力のない辯に唯下に向つて徒らに威張ることによつて優越感を充たしてゐた上流階級に對する下級武士の反感等が結び附いてそれが導て尊王攘夷、王政復古の運動の形となつて現はれるに至つた。

是等尊王攘夷運動に加はつた人々の中には全く世界の大勢を知らず、徒らに誇大妄想に捉はれ唯所謂紅毛夷狄を討ち拂ふことを以て唯一の國策と妄信したものもないではないが、其の多くは攘夷は唯一時の方便に過ぎないで實は君民の間を遮る陰謀を絶つて君民一體四民平等の建国時代の制度に復すことを唯一の目的とした倒幕運動としての攘夷運動であつた、換言すれば攘夷論を

高調することによつて幕府を窮地に陥いらしめやうとしたやうであつた。

是等の運動に從事した人々のエク・ヒニンに對する考へはどうであつたかといふ點を考察するに、殊更らにエク・ヒニン廢止を標榜して立つた人々が幾人あつて、それが誰れくであつたかと一々註來することは却々困難のことなるも、私の知る範囲内に於てすら當に三五にして止まらないのであることから推しても随分多かつたことゝ思はれるのであります。例へば加賀百萬石の大々前田家の侍講をしてゐた千秋順之助氏は頗る勤王の志の厚き方であつた。元治元年氏は藩の世子に從ひて上京し長州藩士と相呼應して大に畫策してゐたが、事志と達ひそれが爲め佐幕派の爲めに陥れられて切腹せしめられた憂國の志士であつた此の勤王憂國の志士たる千秋氏の筆に成れる「治政多議」と題する論文は確かに堂々たる代表的的一大論策であります。

文は漢文七百六十九字の大論文であつて劈頭先づ部落の現状を述べ其の起原變遷を説き一轉して「夫れ天地の物を生む人にあらざれば則ち禽獸か草木か土石なり、安んぞ人體にして獸性なるものあらんや、西土既にこの物なし、豈特に本邦にのみこれありとせんや」と断じ、更に「若し彼を外夷や俘囚の後とするものありとせんか、往昔朝廷はこれを同化して必ずこれを臣僚に列

したのであつて後世に至りて俘囚のあるべき筈がない。又陵墓を守つた者の後といふ者あるも、若し然りとするも、それ等の人を舊籍に復することは當然である。然るに今の状態を見るに世人は彼等を目して異種醜類としてこれを驅使してゐるが、今は彼等も其の境遇に結めてゐるもの、若し一朝慨然として其の人間性に目覺める日あらんか、彼等は必ず憤然として其群類を聚めて運命開拓の爲めに戰ふであらう。若しそうなると實に天下の一大要患である、苟くも天下を憂ふるものは決して姑息の方法を考へず此の際斷乎として宜しくこれを民籍に復すべきである」と說き、七十年後に水平運動の起るに水平運動を述べ更に復籍による利益五項目を列舉し、次で職業神聖論に及び、最後に言べきを聚めて其復籍方法を述べ、更に復籍による利益五項目を列舉し、次で職業神聖論に及び、最後に進んで其復籍方法を述べ更に復籍による利益五項目を列舉し、次で職業神聖論に及び、最後に「嗚呼國家四海を以て家と爲し、萬民を以て子と爲す、一視同仁愛は禽獸にまで及べるに、獨り彼徒のみを捨てて收めざるは豈缺典となざざらん耶、乃ち早くこれが所置をなさるべからず」と結んだ堂々たるものであります、此の論文中「宜しくこれを民籍に復すべきである」と断じて「民籍に列すべし」と說かざる所に氏の研究の深さと見識の高さとが窺はれる。氏は七十年後に水平運動の勃發することを豫言してゐる。近來所謂部落問題を論議するものゝ頻出したことは過しと雖も洵に應ふべきことである。従つて其の解放融和を提倡した對策論文も亦妙くないが、共に止めて次ぎに移りませう。

の何れを見ても七十年前千秋氏が夢國友人の赤誠をこめた此の論文の範疇を出でないのであります、何といふ爛眼達識の士であつたでせう。

千秋氏の外尚ほ豊後の頑儒帆足萬里、處士矢野立道等其他數氏の部落解放の論文建築は何れも時勢を論じ解放を説いた適切のものであるが今回は此千秋氏の論文を代表的傑作として紹介するに止めて次ぎに移りませう。

四、幕末の解放令

以上の如く尊王攘夷運動が熾んになると共にエタ・ヒニン解放の聲も漸く盛んになつて來た、幕府に於てもこれ等の輿論に刺戟された爲めか、將た別に見る所あつてか、鬼に角慶應四年一明治元年正月關東八州に於けるエタの頭領として江戸淺草に住つてゐた彈左衛門に對して平人とする旨の沙汰書を下し、次いで其部下六十餘人をも平人としたのであります。此の英斷は實に徳川幕府最終の事業として賞讃に値すべきこと云はざるを得ない。

其の解放手續の順序を見るに、先づ町奉行朝比奈甲斐守、小出大和守から長文の解放伺書を認

めで上司——稻葉美義守——に上つた、それが正月十二日附を以て『都而伺之通り可申渡候事』との指令となり翌日『書面都而伺之通り可申渡旨被仰渡奉承知』云々との奉行の答申となつて遂に慶應四年辰正月十三日解放の沙汰を下したのであつた。今其の沙汰書を要約すれば、其方儀は由緒正しい家柄であり且つ先年牢屋敷焼失の際には囚人を取り自費を以つて手厚く賄ひ、又長州征討の節は配下の者五百人を兵站人夫として差出し、尙その從軍人夫の留守宅の扶養などにも十分心を致し、其の上に今般銃隊編成に方り其方配下より一大隊を出すことを引受け、先づ百人を選び自費を以つて訓練いたすべしと申出でたる等奇篇の至りであるから身分平人に仰せ付けらる云々とあります。

此の沙汰書にあるやうに彈の家は^は左衛門尉武虎を祖先とし關東八州に於ける長吏、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、坐塾（左官）、土鍋、鑄物師、辻目盲、非人、猿引、鉢叩、弦指、石切、（石工）、土器師、放下、笠縫、渡守、山守、青屋（紺屋）、坪立、筆結、墨師、彌守、鐘打、獅子舞、表作、傀儡師（人形舞）、傾城屋、等二十八種の賤民の頭領として知行三千石取りの武士と同じ程度の堂々たる生活をしてゐたものであつた。彼れは幕末多事の際に方りて幕府の牢獄が焼けたと申渡すやう用意周到に通達したのであつた。

前にも述べたやうに、所謂部落の人々が制度の上より差別せられるやうになつたのは實に徳川幕府の社會階級現状維持の政策の爲めであつた、此の意味に於て被差別者側から言へば、徳川幕府三百年の太平を招徳する爲めの犠牲とせられたとも言ひ得られぬでもない。然るに三百年後徳川幕府が其の幕を閉ぢる刹那の内外多事危急存亡の秋に方つて幕府の當局が自ら進んで此の差別

松本貞順
と小笠原
監修
監督

幕府の社會階級現状維持の政策の爲めであつた、此の意味に於て被差別者側から言へば、徳川幕府三百年の太平を招徳する爲めの犠牲とせられたとも言ひ得られぬでもない。然るに三百年後徳川幕府が其の幕を閉ぢる刹那の内外多事危急存亡の秋に方つて幕府の當局が自ら進んで此の差別

撤廻に手を着けた事は或る意味に於てまことに善きことをやつたと謂はざるを得ない。但し此の彈左衛門を平人に復せしめるまでの道程には時の將軍の侍醫—奥醫者—松本良順、若年寄—後老中となる—小笠原長行等の力に俟つ所も多かつたやうであつた。

解放された彈は其の部下の解放を欲して、同月十六日附を以つて先づ其の直屬部下六十餘人の解放願を提出し、尙自分の改名願並にこれ迄年始廻禮の節老中の宅では玄關式臺にて勤めてゐたが今後は玄關へ上りて然るべく哉とか、今後は何れからでも縁組するとも差支なきやなどの伺を幕府に出した、幕府はこれに對して「伺之通り不苦」といふ指令によつて彈の要求通り承認し、次いで其の部下六十五人に對する平人復稱の件も亦老中小笠原豊岐守より町奉行里川近江守、小出大和守に沙汰せられ公式に平人とすることを承認した。

彈は更らに進んで關東八州外に奥州白川、棚倉、伊豆一圓三駿の内三郡總人口七萬人の配下全部の解放運動に着手し正月二十七日附を以て願書を提出したのであつたが、彈のこの最後の念願は其の經略中に江戸城明け渡しなつたので遂に暗から間に葬られたのであつた。

五、大政維新と解放の精神

高く尊王攘夷の大旗を掲げて起つた王政復古運動は着々と成功し、義祖家康創業以來三百年間天下の権柄を掌握してゐた徳川幕府も時代の趨勢は如何とも致しがたく、賢明の稱ある十五代將軍は慶應三年十月十三日親ら進んで大政の奉還を朝廷に申出で、朝廷は翌十四日これを御聽許に相成つた。

曾つて源賴朝が朝を鎌倉に定めてから以來七百年の變遷を経た封建制度も是に至つて瓦解し、政權は再び皇室の御手に復したのである、世にこれを稱して王政復古又は明治維新といふのであります。

我が建國の古への政治の眞髓が君民一體であつたことは前に述べた通りであるが、明治維新が既に王政復古である以上、先づ政治的社會的大革新を行ひ不合理なる階級制度を廢し庶政を一新することが唯一の目標であらねばならぬ、果然明治政府は多年の職制たる攝政、關白、征夷大將軍等を廢して新たに中央政府を太政官と稱し、七局に分ちて總裁、議定、參與の三職を置いて

萬機を親政し給ひ、縉紳、武弁、堂上、地下の別なく廣く人材を登用し「民間ノ苦情ハ假令朝政ニ觸レ候事ニ候共無忌憚可申出候」とか「從前ノ弊習ヲ追ヒ言論壅蔽之事モ難計候間民間之モノヨリハ直ニ太政官へ訴出候儀モ勝手次第之事ニ天下萬姓各得其處候様深ク御仁恤被爲在凡百之宿弊悉ク御一洗之御趣意ニ付」云々等の布告を出して言論を洞開して誰れ彼れの別なく忌憚なく時政に就いて献言せしめられることになり、更らに徵士貢士の制を設けて公議與論を聽くことになつた、徵士は都鄙有材の士を政府に於て拔擢任用し、貢士は各藩から各々其の藩論を代表するに足るべき者を大藩からは三人、中藩からは二人、小藩からは一人の割合で選抜せしめることになつた、これは後に藩の大小に拘らず各一名宛とした、此の徵士貢士は後に公議人と稱し毎月一と七との日に公議所——後に集議院と改む——に集つて時勢についての建議協議をしたのであつた。其の建議協議の中には融和事業上大に参考となるべきものが頗る多いのであります、それは後に述べることに致します。

明治政府の組織が成ると、天皇陛下は大政一新の趣旨を天下に周知せしめる御恩召によつて、慶應四年——明治元年——三月炳乎として日星の如き五箇條の御誓文を御渙發あらせられました、即

古
大正五年四月
五箇條御
誓文の渙發

御宸翰の
内容

ち『廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ、上下心ヲニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ』の五箇條によつて封建の暗雲を一掃し晴々たる大政維新の大綱を御示しに相成り、同時に御宸翰を國內に宣布し給ふたのであります。謹んで此の御宸翰を拜し奉るに、其の中に、「中世以後武家が政權を専らにして、億兆の父母たる 天皇をして赤子の情を知ること能はざるやうに上下を隔絶せしめたのであつた、が此の度幸に大政が建国の古に復ることになつた、此の時に方りて天下億兆一人でも其の所を得ないものゝあることは皆朕の罪であるぞよ」と仰せられ「茲に百官諸侯と廣く相善ひ汝億兆を安撫し國威を四方に宣布し天下を富嶽の安きに置かん、汝億兆能く朕が志を體し相率て私見を去り公議を探り朕が業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰めよ」と仰せられ給ふたのであります。私は此の御宸翰中の「天下億兆一人モ其所ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ」と仰せ遊ばされた此景、こゝ有り難き大御心を拜察いおし見えず感涙の滂沱たるを禁ぜないものであります。私は多數の民衆が遠かに此の大御心を體し曾て不合理の階級制度によつて制御されたる陋習の爲めに不知不識の中に同じ陛下の赤子であ

り自分の兄弟である所の人々を離子か他人かの様に誤り信じて其の人格を割引し、其の生活を育やかして遂に御宸翰の所謂其の所を得せしめないやうにまでせしめたる多數の民衆は自己の過去に於ける若くは現在に於ける差別の罪悪を反省し懺悔して舊來の陋習より脱せねばならないことになぜ氣附かないのであらうか、と今尚は丁鷹時代の陋習偏見に囚はれてゐるものゝ勘からぬ現状を見て特に此の感を深くするものであります。

政府は直ちに各府藩縣に對して、或は政體書を頒布し、或は告示を出して地方の政令は總て御誓文の御趣旨に則るべきことを普く天下に通達したのであります。

六、公議所に於ける解放論

内閣官房

公議所の組織に就ては前に其の大要を述べましたが、明治元年四月頒布の政體書並に同年十一月十四日の告示によるも、或は『各府藩縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ』と云ひ、或は『萬民ヲ保全シ永世不朽ノ皇基ヲ確定スルハ固ヨリ高機ノ公論ニ出ツルニアリ』と云ひ、或は『各彼我ノ私見ヲ去リ公明正大ノ議ヲ盡シ聖意ヲ貫徹スヘシ』と云へ

公議所に於ける解放論

るに従しても明治政府の如何に公議實論を尊重するに急なりしかを知ることが能きやう。そこで各府藩縣より選ばれたる公議人—初め貢士と稱し後公議人と改む其數二七六人—が公議所に集つて明治二年三月七日に開會式を舉げた、當日は議長秋月右京亮を始め二百二十七人の議員が出席して式を終り、以後毎月一と七の日に開會したのであるた。

此の公議所に上程されたる建議を見るに、輿論公議に基きて大政一新の偉業を大成せんとの政府の意志に合致した質に當たる建議が提出されたのを嬉しく思ふ、今其の重なるものの二三を舉ぐれば『度量ヲ同フスルノ議』(公議所書記小野清五郎)・『通稱ヲ廢シ實名ノミヲ用フベキ議』(森金之丞後ノ文部大臣森有禮)・『罪人ノ財産ヲ沒收スヘカラサルノ議』(小野清五郎)・『切腹禁止可然ノ議』(同人)・『人ヲ賣買スルコトヲ禁スヘキ議』(刑法官試補鈴木唯一)・『年號ヲ廢シ元ヲ可シ建ノ議』(刑法官権利事津田真一郎)・『刑法ヲ待タス私ニ津田真一郎)・『刑罰ハ其一身ニ可レ止議』(軍務官判事森金之丞)・『曆ヲ改正スルノ議』(長野卓之九)・『税法改正ノ議』(神田孝平)・『棄兒院御取建ノ議』(南部藩公議人中里行藏)・『里敷改正ノ議』(福知山議員中野彌)・『貴賤ノ別ヲ輕クスル事』(常陸國羽生村生島更作)等は多數建議の中でも最も時勢

に適切なるものでありました。以上は唯其の題目のみの摘要でありますが各案共一々其の理由を附記されてあります。例へば「刑法ヲ待クス私ニ人命ヲ絶ツラ禁スルノ議」の説明には「天ノ人生スルヤ億兆皆同轍ナリ、故ニ之ヲ保護スルコトモ亦同ニシテ愛憎ノ私ナシ、人間ノ律法モ亦天理天意ニ基ク者ナレハ律法ノ億兆ヲ視ルコト亦同一ナルハ勿論ナリ。(中略)然ルニ我邦ノ風習士人タル者下民ノ無禮惡口ヲ咎メテ之ヲ殺ス、是士ノ命重クシテ他民ノ命輕キニ似タリ、天理ニ戾リ又國法ノ本意ニ非ス之ヲ厭棄セサル可カラス、假令無禮惡口ヲ以テ大罪トスルモ、國家刑法ノ處分ヲ待クスシテ士人私ニ之ヲ殺スハ非ナリト云フヘシ、宜シク此風習ヲ禁止シ無禮惡口ノ如キハ之ヲ治ムルニ刑法ヲ用ヒテ可ナランカ。臣僕妻妾子女假令罪過非違アルモ君父タル者律法ヲ待クスシテ私ニ之ヲ殺戮スルコトモ亦宜シク棄ス可シ。」とあつて、其の文は簡なるも克く其の意を盡し實に一世の蒙を啓くに足る堂々たるものであります。今各案に就きて一々其の説明まで紹介しますれば、當時の大勢を知る上に於て大なる参考となることではあります、紙面の都合上遺憾ながら省略致しませう。

さて斯様に公議所に於ける議員の多数は封建時代の舊制弊風は總てこれを打破して時代に順應

した新施設を爲すべきことを絶叫したのであつた。従つて封建時代の弊風中の最も甚だしきものゝ一として所謂エタ・ヒニンと稱する階級に對する差別撤廃即ち平等待遇論の絶叫せられたことは寧ろ當然の事であります。果然「ヒニン・エタ廢止之議」を提唱したのは會計官権判事加藤弘造氏一後の文學博士加藤弘之一であつた、加藤氏の提案理由は其れ等の人々を差別するに至つた理由は確とは分り兼ねるけれど、彼れも我れも皆同一の人間に相違ないものを人外の取扱をすることとは實に天理に背くことである、殊に外國とも交際する時に方つて封建時代の偏の惡習慣を踏襲することは國辱此の上もないことである、どうか此の際右ヒニン・エタの稱を廢して平人にされるやう致されたい、既に舊幕府に於てすら昨年彈内記支配下の者を平人とした程であるのに大政御一新に當り右様のことに心付かないやうでは恐れながら王政の大なる御缺典であると存じますと書いてあります。次いで豈後日出藩議員帆足龍吉氏からは『エタヲ平人トシ蝦夷地ニ移スヘシ』との議が出された、帆足議員の意見はエタは元奥羽に住んでゐた蝦夷を日本武尊が東夷征討の際俘虜として伊勢の大廟に獻じたものを其の後に至つて諸國に遷したものゝ裔ではあるがしかし其の後坂上田村慶將軍が奥羽を平定して以來蝦夷人即ち奥羽の人は皆日本人となつたこと

なれば、エタも亦常人と異なる譯はないのであるから、此の度の御一新に當りこれを平人として一
蝦夷地—北海道—の開拓に當らしめることが宜しからうと謂つてゐる。此の帆足議員の先人萬里
先生が二十餘年前安政年間既にエタ解放を唱へられた位であるから其の血を受けた氏が此の解放
意見を提出されたことは決して偶然ではない。

又信州松本藩の内山總助氏より『エタ・ヒニン身分改正ノ議』を提出した、これはエタ・ヒニ
ンの稱呼を廢して百姓町人同様の取扱となし縁組等も制限なく自由に取結ぶやうせられたい、當
節世上には蝦夷地へ移すがよいとの噂もあるがそれは却つて善くないと思ふから無條件で解放す
べきであると謂つてゐる。又生殺の權をエタ頭に委ねては可けないといふ建議が大岡玄蔵氏から
も出されてゐる。尙此の外別に建議はせないが、當時の流行語であつた人民平均の理に則り、四
民平等の實現を要望したものは公議人の殆んど總ての要望であつたと見ることが出来る。例へば
明治二年四月一日に福知山藩議員中野齋氏の建議に係る『里數改正ノ議』が議題に上つた其の提
案理由は是れまで朱印地やエタ地等が舊幕時代に諸役免除の故を以て里數の中に加へてゐない所
が往々にしてある、又古來からの習慣によつて五十町一里と稱する所もある、斯様に地方によつ

て里程の基準が違ふことは可けないから今後は全國を通じ都て三十六町を一里とすることに一定
致されたいといふにあつた。即ち此の案の眼目は里數を一定することであつてエタの稱呼廢止で
はなかつた、然るに此の案が一たび上程されると武州六浦藩議員宇田節之助氏は立つて賛成意見
を述べ、更に進んで此の際エタの稱を廢して平民とすべきであると論及した。續いて雲州松江
藩議員雨森謙三郎氏は里數の改正も可なり、併しながら里數改正よりも更らに一層急を要するも
のはエタといふ不合理なる稱呼の廢止である。故に先づエタを平人にするといふ議を決したる上
此の里數改正の議に及ぶが順序であらうと極論した。更に豊後森藩議員岡田保氏はエタを平人
に復すべきことは舊幕時代既に先賢も論じた所であるから宜しく此の際平人に復すべきであると
云ひ、上州高崎藩議員長阪鐵之助氏も亦エタを平人に復せしめよと論じ、出雲廣瀬藩岩田瀬左衛
門氏は雨森議員と同じく先づエタを平人に復するの議を定め然る後里數改正に及ばるべしと啖呵
を切つた。上州安中藩議員飯田逸之助、上州前橋藩議員四天王兵亮、日向飫肥藩議員稻津濟、大和
櫛屋藩山本昇之助等諸氏何れも滔々と賛成廢止の議を述べたのであつた。そこで議長は討論終結
を宣し賛否を採決した所、出席議員二百一人の中賛成の者百七十五人不賛成のものは僅かに七人

其の他の十九人は賛否何れにも加はらなかつたのであつた。里數改正の議の附帶條件に過ぎないものであるべき筈の賤稱廢止の議が却て主題をそつち除げにして高調せられた一點から考へても當時の輿論が如何に階級打破人民平等の實現に熱中してゐたかを知ることができやう。

當時各藩知事から太政官に提出した新政の對策或は新政の伺を見るに、「人民平均ノ理ヲ主トシテ」(高知藩)とか、「人民平均不羈自由ノ權ヲ得テ各其知識ヲ開キ才能ヲ長セシムル様」(福井藩)とか、「今般人民平均ノ理ニ基キ」(米澤藩)とかいふやうに何れも冒頭に先づ人民平均の理を大書してゐることから考へても、又舊八戸藩主南部信民氏の如きは吾々に位階のあることは民衆に接する上に於て不都合であるから位記を返上し丸裸體になつて民衆に接したいといつて位記返上を願出だした程であつたことから考へても、如何に當時の識者がこれまで不自然不合理の階級制を設けてゐた弊害を痛感し、これが芟除に心を致してゐたかを知ることが出来ませう。

七、大江卓氏と解放運動

大江卓氏
の運動

維新の大業の際高野山の義舉に加はりて功績の尠くなかった土佐宿毛出身の志士土居卓造氏――



「大江卓と改め晚年天也」と稱した一當時官を止めて兵庫の湊川附近に隠居して居た、湊川に近い守治川在にフロノ谷と稱する所がある、此處は所謂部落であつて曾て徳川光圀が楠公の墓を展し亡際墓前に生きくした花が立てられ線香が薰じてゐたので、これは奇篤のことである一體これは誰が展墓するのであるかとよく調べて見た所が、それは實にこのフロノ谷の人々が毎日香華を手向けてゐたのであつた事を聞いて、其の淳き至誠に感激せられたといふ由緒のある部落であるが、何分多年に亘る周囲の不合理な差別のために物質的にも精神的にも非常に慘憺たるものであつた、或日大江氏は此の部落の人々の狀態を見て大に慨嘆せられ、斯ういふ氣の毒な状態の下にあるものは啻に此の部落ばかりではあるまい全國を通じてそうした境遇に立いてゐるものが恐ニ基クヘシ」と宣はれてあるに拘はらず依然として今尚は陋習に累せられて惱んでゐる同胞のことを體する所以であると深く決心する所あつて、明治三年八月其の調査に掛り翌年上京して先づ大隈參議一八太郎後重信と改むに圖りて其の賛成を得大隈參議の紹介で大木民部大輔―民平後喬

任と改む一に會つてそれから正式にエタ・ヒニン廢止の建白書を提出した。大江氏の建白書は第一第二の二回に亘つて提出されてゐる第一回の分には先づ我國良賤の變遷より説き起して賤稱廢止の要を説き、それより廢止の方法、廢止後の措置にまで及んでゐる。第二の建議は第一回の建白中に解放後蝦夷地に移して牧畜に從事せしめてはと書きしが、よく考へるとそれは却て蝦夷地に第二の部落を形成することとなるの虞があるから、此の際先づ無條件で平人となし、其の人々に自覺奮勵を促して殖産興業を奨励することがもつとも適切なることであるとして、一々詳細に其の方法を具陳したのであつた。

此の大江氏の建白を受けた大木民部大輔は、其の建白を納れそれを具體化する爲めに大江氏に對し民部省に入つて其の手腕を揮はんことを求めた、そこで大江氏はよろしい私も這入りませうが私が民部省に入つて事に當るとなれば私から推薦したい人物があるから是非それを採用して貰ひたいと言ひ出した、それは誰か、他でもない先年平人に復した彈左衛門であるといつた、大木民部卿も一寸考へたが、可し弾をも採用しやうと快諾された、そこで大江氏は地理係出仕、弾は御用係りといふことで何れも民部省の役人となつた。

こゝで一寸一言したいのは明治四年五月に民部省が弾直樹即ち元の弾左衛門を民部省御用掛として採用したことである。純理論から言はゞ政府が人を採用するに方つて其の出身の如何によつて採否の手加減があつてはならぬことは何人も知つてゐることではあるが、何事も理論と實際との間に多少の距離は免れない、殊に大政維新を距る僅かに三年、つい先日までエタ頭だと何か云はれてゐた人を何の毛嫌もせず任用したことは大政一新を標榜する明治政府の措置としては當然のことではあるが、併し明治維新を距ること六十年に垂々とする今日に於てすら、尙ほ且つ地方によつては吏員職員の任用に當り、其の出身の如何によつて採否の手加減ある官公署會社工場等が無いとは限らぬといふ遺憾な噂を耳にすることから考へて、私は弾の任用を以て明治政府の一一大英斷と感嘆せざるを得ないのであります。

大江氏は單に此の賤稱廢止に盡力されたのみならず、翌明治五年神奈川縣權令時代偶ベリュ一國の汽船マリア、ルーズ號で支那人二百三十一名を奴隸として本國に連れ歸る途中横濱に寄港中この怪事實を知り、副島外務卿の旨を受けて正義人道の爲めに萬難を排してこれが解放を断行し、其の後國事犯にて囹圄の身となつたが、憲法發布の大典によつて赦され、晩年には帝國公道の大江氏の活動

の概要

會を興して氏が壯年時代賤稱廢止の努力と照應したる實質的融和の徹底の爲めに圓頂黒衣の姿となつて全國を行脚し涙ぐましいまでの働きをされたのであります、筆者も氏の行脚に隨行した一人であるが、其の事績は維新前後の運動とは切り離して別の機會に述べることに致しませう。

八、所謂解放令

幕末に於て徳川幕府は既に一部の解放を斷行した、それから數十日後には政局一變して江戸城の明け渡しとなり、王政復古の新政となつた。

明治政府は劈頭第一 天皇陛下より五箇條の御誓文の御済發によつて陳りと舊來の陋習を破つて天地の公道に基けよと天下に示させ給ひ、更らに一年四月には公議與論の府たる公議所に於ては衆口一致して差別の撤廃を絶叫し、次で三年正月蓮臺野村元右衛門其の他の請願となり、同年八月大江卓氏の建白となり、四年五月には彈直樹の民部省採用となり、四年七月には星野權三郎氏の建白となる等解放の機運は益々熱して來た。一方政府に於てはそれ等の人々の現状並に解放の方法、解放後の措置等に就いて調査研究の歩を進めた。

當時に於ける被差別者の人

政府が二百有餘の府藩縣知事に命じてそれ等の人々の、否それ等の人々のみでなく、全國民の戸口を調査した、その調査種別は御華族除之とあつて華族以外の士族、卒、平民、神官、僧侶、尼、エタ・ヒニンの八項目に別けて調査させてゐます。その中でエタ人口が二十八萬三百十一人、ヒニンが二萬三千四百八十人、雜が七萬九千九十五人とあります。此のエタと稱せられたものは今尚ほ所謂部落と云はれてゐる部落に住んでゐた人々であり、ヒニンと稱せられたものは概して一定の住所の無い所謂浮動性の乞食若くは乞食類似のものであります。尤も江戸には以前は、淺草、品川、深川、四ツ谷の四ヶ所にヒニン溜りがあつたそうですが、享保頃からは品川と淺草の二ヶ所だけに溜りがあつて、淺草溜りのヒニン頭を善七と云ひ、品川の頭を松右衛門と云つてゐた、男は仕置者の番や其の他の職業に從事し、女は鳥追などの遊藝によつて生活してゐた、彼の講談や演劇で廣く世に知られてゐる「おこよ源三郎」のおこよは淺草溜りのヒニンの娘であつたのあります。それを近頃は徳川時代のエタとヒニンを混同した文藝物や論文を出してゐるのを見つけて苦笑したことがたゞに一再のみではあります。雜といふのは死亡とか、茶筅とか、ハチとかセツキヨウとか地方によつて種々の名のあるエタでも又ヒニンでもない、中間階級の人々のこと

を指したのであります。

話が少々脱線しました。政府は四年三月には、民部省から「これまで差別してゐたことは謂れなき義にて隆盛の今日に當り断然平民一途に御同視遊ばされ候はでは相濟まさることゝ存候」といふ意味の伺をも上局に上つた。其の他戸籍寄留等の取扱も平等にせよとのことになつた等のことから見て、これにて解放令を發せられる前提であつたかとも見られませう。

高崎藩の如きは解放令發布前に於て、從來仁術を標榜してゐる醫師にして部落の治療に應ぜなかつたのは仁術の名に反する行爲であるから、今後は無差別平等に診療に應ぜよとの告諭を出してゐる。

右様の徑路を經て遂に明治四年八月二十八日「エタ・ヒニンノ稱被廢候族自今身分職業共平民同様タルヘキ事」との第六十一號布告となつて制度上の差別が茲に全く撤去され、所謂人民平均の實が舉がつたのであります。政府は同日更らに各府縣へ宛て、「エタ・ヒニン等ノ稱廢セラレ候族一般民籍に編入し身分職業共都テ同一ニ相成候様可ニ取扱其外除獨ノ仕來モ有之候ハ、引直方見込取調大藏省へ可伺出事」との布達を出した。これで形の上、制度の上の差別は全然無くなつたのであります。

此の布告布達を受けた地方官はこれを如何に取扱つたかと云ふに、例へば廣島縣からは「先般エタ・ヒニンの稱呼を廢せられたに付ては產土神は其の所在地の神社と定めたが、寺院に就き伺ひたときは部落には是れまで寺院はあるにはあつても寺號が無いやうであるから、新たに一般と同様寺號を附けるやうに取計はうと思ひますが如何でせう」と云ふ意味の伺を教部省へ出した、所が

教部省からは、「書面の趣聞届け難く候條最寄の寺院か又は神葬等本人の望みに任せ加入せしめるやうに致さるべし」と指令したのであります。案するに廣島縣では四民平等となつた上は部落の寺にも寺號を稱へしめることが當然だと考へたのに對し、教部省では更に徹底的に平等の實を擧げしめる爲めに別にそれ等部落特設の寺を置くよりは附近の一般の寺の檀徒に加へる方がよい、又神道に這入ることも良いと考へたやうであります。勿論當時は廢佛毀釋の聲の熾んな時であつたから、此の點から來た所も多少含まれてゐることでもあらうが、兎に角適切な指令のやうに思はれます。

又神社と氏子との關係を明かにする爲め何人も產子札を所持するやうにといふ布令が全國的に

出されたそこで各府縣知事は其の管内へ其の旨を周知せしめたのであつた、左に東京府の分を摘要すれば「產子札は寄留人も僧侶迄も其所の氏神守札可爲請事」云々とあつて苟くも日本人である限りは從來の關係は兎に角新たに其の住所の氏神の氏子と定められたのであつて、當時氏子關係の無い者はない筈であります。然るに近來地方に於ける部落問題の中に部落の人を氏子に加へるとか加へないと云ふ奇怪な問題が起つてゐることを聞くことがあります、これは全く明治初年に於て既に神社關係が確立してゐることを知らない爲めであつて、今更加へるも加へないもない筈と思ひます。

右の外府縣知事から取扱事項に就て上局に對する伺や、又管内一般に觸れ示した事項の中に種々適切のものがあるが茲では以上掲げた記事によつて一斑を知つて頂くことに致しませう。

九、解放令と當時の輿論

顧みれば幕末安政より慶應に至る十四五年間は國を擧げて開國、攘夷の兩派に分れて互に鎮を創つて相争つた結果早く開國を唱へた徳川幕府が倒れて、當時の攘夷論者であつた方が政權を取

ると、直ちに開國進取の論に早變^{はやかわ}をするといふ急轉直下の變化振りであつた。天下の輿論も亦何とも彼も文明開化でなくてはならない、人間の権利は平均でなくてはならない、自由でなくてはならないといつたやうな、束縛不自由の極端から、人民平均、自由平等の極端に變轉し進展して來た。政治の局に當つたものは固より、其の局に當らずとも、苟くも一片憂國の志あるものは、維新の大業を翼賛することにあらゆる心と力を致したのであつた。此の至誠此の熱心の送りが封建の陰翳を排して再び光輝輝く天皇御親政の往昔の制度に復することを得たのであつた、武士の特權を無くして四民平等の社會となし得たのであつた。

是に於てか舊きを捨てゝ新しきに就く思想が海内を風靡した、數百年來結ひなれた丁髷を未練なく切つて捨てた、男子の魂として寸時も腰を離さなかつた帶刀をも止める、和服を洋服に、下駄を靴に、縱の文字を横文字に、踊りが舞踏に、魚肉よりも牛肉といふやうに我れも人も皆心氣一轉して何も彼も文明開化でなくてはならぬやうになつて來た。當時の俚謡に「意氣な散髮いや味の茶筅^{ぢばん}ドンく^ゑ醫のあるのは野暮な人」「ドンく^ゑ節といふのが流行し、又「半髪頭^{はんぱつとう}をたゝいて見れば因循姑息の音がする、懶髪頭^{けんぱつとう}をたゝいて見れば王政復古の音がする、散切頭^{さんせつとう}をたゝいて見

れば文明開化の音がする」といふのも流行した、更に又「姉さん／＼お前の頭にぐる／＼巻たは何じやないな、これは流行束髪イギリス結びを知らないか、トコトンヤレナ」—トコトンヤレナ節—「航海開けて道まで開けて馬車や人力車、まだ／＼可いのが陸蒸氣トコ世の中ヨゴザンシヨゴザンシヨ節—等も流行しました。此の他一々舉げれば際限が無いのでこれ位で止しませうが、以上の俚諺に就て一々説明しませぬでも當時の社會思潮を明かに推知することが出来ます。

解放令は
解剖の恩は
すにあら思は
ず

卑屈心と
優越感と

斯の如く當時の思潮が、文明開化四民平等で一世を風靡してゐる時代に於て解放令の出されたのは當然の事であつたといふことを特に強く申上げたい。それは是までの部落問題を論ずる人々の中には解放令の發布を以て爲すべからざる事を特に爲したかのやうに非常に大なる恩惠的な考へを見て見る方がないでもあります。それが、それは明治維新前後に於ける解放運動の過程を御存じないからであらうと思ひます。酷いのになると所謂部落の人々に向つて「君達は明治政府の特別の御恩典によつて人間に這入ることができたのであるから其の恩を忘れてはならぬぞよ」など、親切さうに説くものがないでもない、かと思ふと一方には「昔のあの酷かつた差別、堪へ

難い屈辱に較べれば明治の御世のありがたさには涙がこぼれる、人世は諦めが肝要だ、何事も因縁だ、因果だ、假令此の世で諒めな生活をして終るとも、淨土では阿彌陀様が手を延べて待つてゐて下される、南無阿彌陀佛々々々」と全く淨土の欣求によつて現世を諦めてしまひ、人生の最大要義である所の自分の運命を自分の努力によつて開拓するといふ要諦を毫も考へてゐない人々も随分あるやうであります。これは双方共困つた考への持主であると私は思ひます。

話を元に戻して解放令の普及徹底の如何は中央よりも寧ろ地方に於て直接民衆に接してゐる庄屋とか、名主とか、又は神官、僧侶、教育者といふやうな智識階級、指導階級の人々が眞に其の精神を理解して實踐躬行の規範を示すと否とにあつたこと、思ひます。それは獨り解放令だけの問題ではありませぬ、總ての政治も、總ての教化も皆地方に於ける智識階級、指導階級が其の心を以て心として力を致すと否とが徹底と不徹底との分岐點となるのであると私は信じます。

浜田縣(今島根縣)鹿足郡商人村—今の小川村—に岩本儀一郎といふ方がありました、岩本氏は商人村、程彼村、宿谷村、柳村の四ヶ村を支配する莊屋(後戸長)を勤めてゐました。岩本氏は職務に忠實で、支配下の民衆より深い信望を受けてゐた熱誠な醇吏であつた。柳、宿谷兩村の

村境鬼ヶ崎といふ所に所謂部落の人が住んでゐた。氏は常に此の人々の境遇に同情し何くれとなく世話をしてもまじだ。所が明治四年九月の或る日四民平等令が一様に此の山陰の僻村にも達せられた。岩本氏は其の布告を見てア、これでこそ御一新の御趣旨が徹底したと謂ふものである。自分は斯くあるべきを期待してゐたのであつた。吾々村役人としては此の朝廷の恩召を村内全般に普及徹底せしめることが何よりも第一の務めであるとの見地の下に、直ちに其の旨を支配下四ヶ村へ普く觸れ示すと同時に、あらゆる機會を捉へて相互の接觸を圖ることを考へてゐた。さて年の暮れになると村中に觸れを出して來年正月の新年宴會には村中一列平等にやらなくてはならぬ俺の宅を宴會場に充てるから皆打ち連れて集るやうと觸れ示した。此の平等と言ふ言葉の中に、部落の人も集めるといふことを含んでゐるのは言ふまでもない。この觸れを聞いた村人の中に、つい此の間まで〇〇と云つて全く交際をしなかつた者と共に新年の宴會を催すから必ず集れよとは、それは餘りに強制であり餘に剛暴である。自分は厭だ反対だと云ふものが簇出した。それは其の筈でせう、内には普選が行はれ外には人種平等を要求するといふ合理的平等の高調されてゐる今日でさえ、地方によりては邊境にも今尚ほ差別が残つてゐる所がないでもない、況んや解放令

の出たばかりの時であつたとすれば、左様な者へ違ひの者があつたことも或は無理からぬこととも云へやう。所が岩本氏は無理からぬでは済まらないで其の反對者を自家に招いて悉々と大政革新の趣意より説き起し、貴方達は新年宴會に就るの人と席を共にすることを不快としてゐるやうであるが、考へて見られよ、貴方方は御一新前までは侍階級から既に差別待遇を受けてゐたことを忘れましたか。お互に殘念な思ひをして暮してゐたのではないか。幸に御一新の御旨で今ではよし貴互であつても貴乏なりに押しま押されもせずには手を握つて行けるのは全く御一新の御慶である。貴方方が今尚ほ見下しあるゝ人々も、此の度の御布告によつて大手を握つて歩けるやうになつたのだ。丁度御互が三年前に暮しかつたと同じ思ひをしてゐるのだ、それを思ふとあの人の撫をどうして分け隔てをする氣になれやうか。咽喉元通ざれば熱さを忘れるとは貴方達のことである。貴方方が若し部落の人であつたらどんなに悲しいことであらう。よく自分が其の身になつて考へて見られよ。御天子様が舊來の陋習を破れよと仰せられたことをよも御忘れは致されまい。差別をしては御天子様に相濟まぬぞと懇々と懇々と諭すに至る底の諭諭をしたのであつた、諭されて見ると全く莊屋さんの仰せの通りだ。オ全く私達の者が間違つてゐましたと深く悟つて引取

うた、いよいよ、宴會の日が來て一同が集つた。勿論部落の人も參列した。先づ莊屋さんから御新後第四年の新年を迎へた慶びの挨拶があつて酒宴に移つた。然るに岩本氏の傍に座つてゐた人が部落の人との獻酬を厭ふて自宅からそつと盃を袂に入れて持つて來てゐた、其れを見付けた岩本氏は其の人の面前で富士太郎君——部落の人——一つ盃を交換しませうと云つて先づ自ら獻酬を始め然る後盃持參の先生に向つて、君は平生酒が好きだどうか富士太郎氏に獻されよ、富士も酒が好きと聞いてゐる互に遠慮のう獻酬せられよと殊更らに其の人に獻酬を命じた。今の村長さんは村民に對して獻酬まで強いる權力や威力はないが、封建時代を距ること遠からぬ明治初年頃の莊屋さんは權力を持つてゐて皆が敬意を拂つて唯々諾々と其の命令に聽從したものであつた。そこで此の頑固爺さんも莊屋さんの申付けを拒絶出来ない、不承々に盃を富士さんにさした、富士さんはこれを受けて返盃した、この有様を見た滿座の人々は莊屋さんの扱ひ振りの鮮かさに感激して吾れも吾れもと較ぶて富士さんに盃をさす、斯うなれば差別も何もあつたものではあります。全體人は離れてゐると疎くなり、互に相接近すればする程親密になる、離れてゐると互の色眼鏡のために何とか厭やなとか、恐いとかの感じもするが、一たび會つて見ると厭やと思う

たり、恐いと感じたことは全く自分の色眼鏡に映つた妄念であつたことが解り、次第に親しくなるものであります。因襲は離れたる場所に残るものであると云つたロツスの言葉は味ふべき語だと感はれます。

此の事あつて以來双方が親くなりました、が岩本さんは一回の宴會位で多年離れてゐた兩者の、完たき融和は望まれないと思つて、其の後も機會のある毎に、單に機會のある毎のみでなく、機會を作つて融和を進めてゐた、其の翌年富士さんに子供が生れると、同じ年に生れた村内の子供の親を招き、斯様のときに双方慶びを交換すべきであると説き聽かせ、互の誕生日に招き招かれするやうにせしめる等用意周到な指導振りに、第一富士さんが非常に感激して心機一轉して明るい心になつて大に職業に勵み感謝と至誠とを以て村人に親しむやうになり、又村人も最初の程は多少厭やな氣持で交際したものもあつたが、互に交はれば交はる毎に理解が増し情味が加はり知らず離らすの間に誤解が解け融和の度が進んで遂に全く融合して仕舞つたといふことであります。此の實例から見て融和を促進する第一義は相互の接近であることを痛感します。特に社會の上に立つものが先駆者となつて善良の規範を示すことでなくては不徹底であります、私は千言萬語よ、

りも一の實行が勝るといふことを此の岩本氏の實行の好舉によりて致へられましたのであります。これと反対に當時の村役人が固陋頑迷にして毫も時代の流れを解さないで依然として丁鬱思想に支配されてゐた地方に於ては、此の解放令に對しても全く、雲烟過眼視して、何だ音から差別して済んで來たものを今機かに平等に取扱へとはそれは無理だ、厭やだと自分さへよかつたら一人の頑迷は累を萬人に及ぼす。

人はどうでも構はないといつた態度の村役人の居た地方は、單り其の村役人一人の無理解だけで済まないで、其の悪感化は廣く一般にも及んで、今に尚ほ差別が濃厚であつて差別に原因する争ひが頻々として起り、延いてそれが地方自治の發達を阻礙してゐる現状を見て嗟嘆したことが實に一再のみではありませんでした。

十、結語

幕末嘉永安政の頃から明治五六 年までの十餘年間に於ける所謂部落解放運動の狀況は大要前述の通りであります。これを一口に言はば解放の機運は既に嘉永安政の頃に芽はえてゐました。更に深いつまんで觀察されば、それ以前に解放の種子は芽ぐんでゐたのであります。それが種

の形による解放運動となつて現はれ、遂に幕末に於て一部の人々を平民に復せしめるやうになりました。更に進んで全國的解放の曙光さへ見えたのであつたが、然る政局は一變して明治維新の大改革となつた。維新御親政の勢頭第一 天皇陛下は五箇條の御誓文を演説して國民に嚮ふ所を示させ給ひ、政府は御誓文の趣旨に則つてあらゆる懲罰、獎賞の改革に力を竭し、更に民間からも大に其の機運を促進して遂に明治四年八月廿八日六十一號布告となつて茲に全國的普遍的の解放が施行された譯であります。而して此の機運を作りその解放を具體化せしめたものは、一は時代の変であり、一は當時の被治者被支配階級―主として下級武士―が治者階級支配階級に對する政治的經濟的の痛苦から脱れやうとする革新運動に必然的に内在する自分と同様の運命にある者、及び自分以下の慘めな境遇にある者に對する同情心の發露と、今一つは當局者の鋭切な措置とであつたのであります。併しながら深く其の淵源を究めるときは、この機運を作り此の解放を斷行するに至らしめた原動力は實に國民を赤子の如く愛撫し給ひ、天皇陛下の御鴻德の然らしめたのであると私は察察し李るのであります。

然るに從來世間には此の解放令を以てあるべからざるものを有らしめ、是すべからざることを

特に爲したかのやうに誤解してゐたものが無いでもなかつたやうであります。それは解放運動の過程を詳知しなかつたからの誤解か、さもなければ甚だしき優越感に囚はれてゐる人々の非人道的非時代的な考察であつて、苟くも維新當時の革新運動の實状を知り、且つ人道を解し現代を知るものゝ云爲することのできないことであります。

試みに明治維新的大業の順序から考へても、解放令は決してお添物や御情け的のものでなく、寧ろ維新大業の主なるものゝ一つであり、従つて其の實行の緩急から見ても最初に断行せられたものであることが知られませう。乃ち維新的大業を施行順に列舉すれば、明治維新的大綱たる五箇條御誓文の漢發が元年二月であり、廢藩置縣が四年七月であり、其の次ぎが四年八月の解放令であります。學制頒布は五年八月であり、一千年來用ひ來つた大陰曆を廢して太陽曆を用ひたのや七百年來少數特權階級の獨占であった國防を全國民に開放した徵兵令の發布が五年十一月でありこれまで道德の主なるものゝ一つとして認められてゐた復讐を斷然禁止したのは六年一月であり、武士の魂として行住座臥の間にも自分と離さなかつた所の佩刀を禁止したのはすつと降つて九年三月であつた等のことから考へて見ても、此の解放令は維新的大業中でも最初に手をつけたものであることを知ることができます。

のであることを知ることができます。

私は今茲に所謂解放令發布に至る過程を回憶して、我々國民の總てを赤子と見そなはす。陛下の御鴻德は申すも長こし更に當時の輿論が四民平等の實現に熱中し、更に當局者がいかに聖旨の普及徹底に全力を傾注したかを思ふとき深い感慨に打たれざるを得ないのであります。と同時に其の後の五十餘年間を如何に経過したのであつたであらうか、五十年後の今日尙ほ眞の解放だから、融和の徹底だとを絶叫せねばならぬのは何故であらうか等の疑問が起ることであらうと思はれるのであります、其の疑問を解く爲めには別の機會に於て解放令後の五十年と題して其の後の過程を述べることゝ致しませう。(完)

融和資料

融和問題

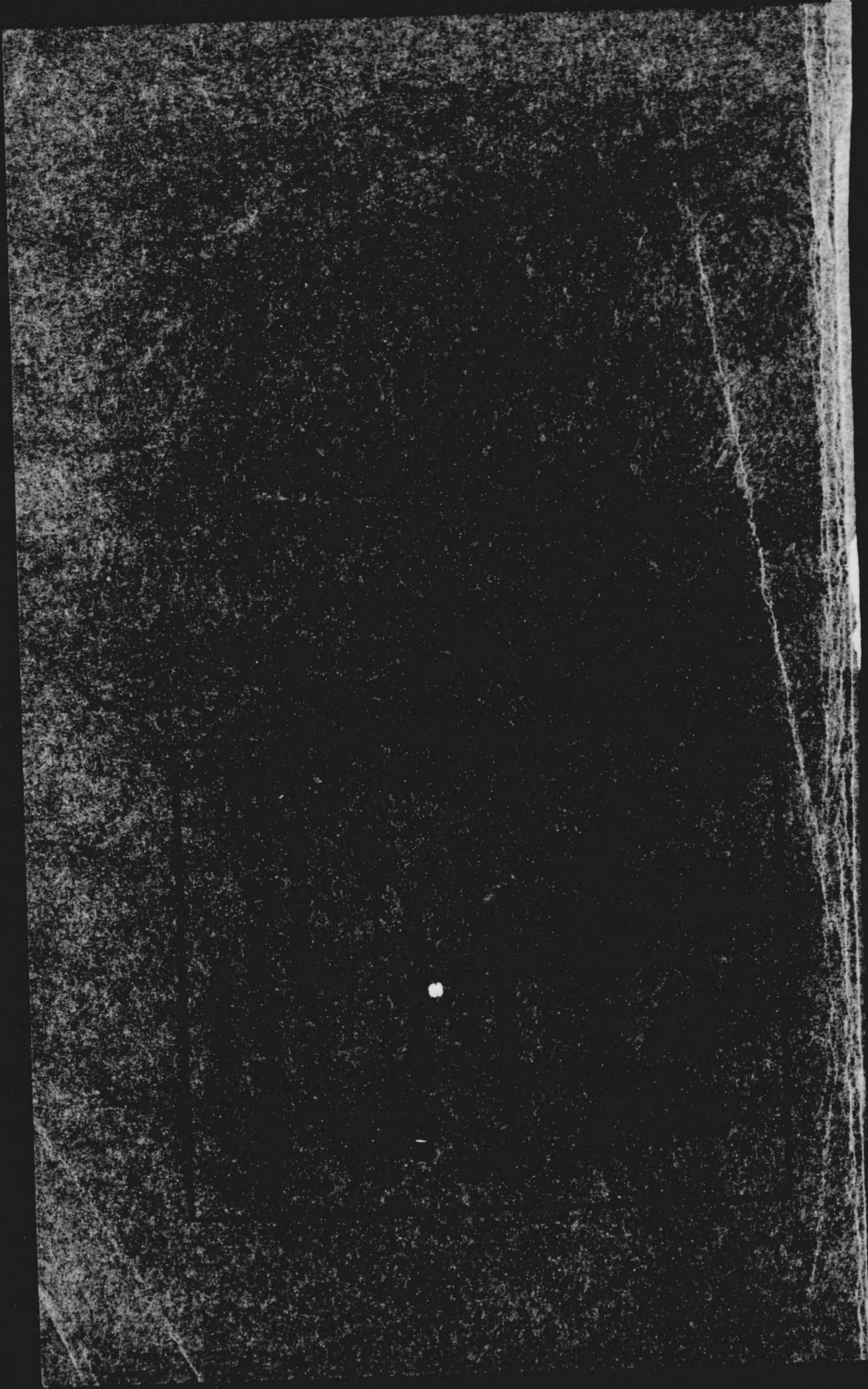
山第山第守第三第喜第三第
本大本五屋四好三田二好一
正福正福榮福伊平良福福
男夫夫述夫述夫述夫述
明治以後の解放運動

融和事業概論
融和問題に關する歴史的考察
維新前後に於ける解放運動

定四定四定四定四定四定四
六六六六六六六六六六六六
價價價價價價價價價價價
版版版版版版版版版版版
金八金五金四金五金七金八
十十十五十六十三十八九
十一十五六三九八十九
錢頁錢頁錢頁錢頁錢頁錢頁

谷第長第平第生第守第海第加常喜第
龍八岡七沼六江五屋四野三森二田一
之轉轉轉孝轉榮轉幸轉唯轉貞轉
助述述述述述述述述述述述
社會事業に於ける融和事業の地位
建國の精神と融和問題
融和事業家に望む
和隨想

定四定四定四定四定四定四
六六六六六六六六六六六六
價價價價價價價價價價價
版版版版版版版版版版版
金七金二金四金五金六金九金七
十二十五五十八五一十七九
十八三十五五十八五一十七九
錢頁錢頁錢頁錢頁錢頁錢頁



666
66

